

学校管理規則の改正について

1 改正内容

- ・第2章 学年、学期及び休業日 第3条（4）（5）における下線部分の記述を削除する。

○現行管理規則

第3条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日4月1日から4月6日まで
- (4) 夏季休業日7月22日から8月21日（その日が木曜日に当たるときは8月20日、その日が金曜日又は土曜日に当たるときは8月19日）まで
- (5) 冬季休業日12月24日から1月13日（その日が金曜日に当たるときは1月12日、その日が土曜日に当たるときは1月11日、その日が日曜日に当たるときは1月10日）まで
- (6) 学年末休業日3月27日から3月31日まで
- (7) 秋季休業日校長があらかじめ教育委員会の承認を受けて、9月から10月までの期間において定める日

（施行時期：平成21年4月1日）

2 改正理由

- ① 前の規則内容では、年度によって夏季休業及び冬季休業終了の日が変動するため、各学校の教育課程の実施に影響が出る。
また、年度によって夏季休業日数及び冬季休業日数に違いが生じる。

年度による夏季休業の終了日

25年度－8/21

26年度－8/20

27年度－8/19

※管理規則における他の休業日は、曜日に関係なく月日で設定している。

年度による夏季休業及び冬季休業の日数

25年度－52日

26年度－51日

27年度－50日

(夏31日、冬21日)

(夏30日、冬21日)

(夏29日、冬21日)

※平成20年度までと比較すると、長期休業日が最大で5日間減少する年度がある。

- ② 従前の規則内容でなくても、年度による授業日数に大きな違いがない。
(年度による授業日数は、暦による祝日と土日の重なりにより違いが生じる。)

従前の規則内容を適用しない場合の授業日数

25年度－204日

26年度－205日

27年度－202日

(祝日と土日の重なり4日)

(祝日と土日の重なり4日)

(祝日と土日の重なり2日)

※授業時数が不足する学校は、これまで通り学校休業日変更申請により対応が可能である。

- ③ 26年度から県立高校入学者選抜試験制度の改正に伴い、卒業式の日程が繰り下がる予定であることから、中学校でも授業時数の確保ができる。

「八戸市防災教育の日」制定要項（案）

八戸市教育委員会

1. 目 的

- (1) 東日本大震災の体験を決して風化させることなく、継続して児童生徒の防災意識の高揚を図る契機とする。
- (2) 地域・学校の実情に即した取組を通じて、児童生徒の「自分の命は自分で守る態度」「他者を思いやる心」「将来にわたって安心安全な街づくりに貢献する姿勢」の育成に資する。

2. 対 象

児童生徒並びに教職員

3. 期 日

毎年 3月11日

4. 場 所

市内各小・中学校

5. 取組例

(1) 安全指導

- ・ 児童生徒に対する講話（全校朝会、学年朝会、短学活など）
- ・ 「命の大切さ」や「防災」に関する内容を取り入れた授業
- ・ 安全マップを活用した児童生徒の話し合い活動

(2) 体験活動

- ・ 避難訓練、引渡訓練
- ・ 避難所開設模擬訓練
- ・ 炊き出し、非常食の試食

(3) 安全点検

- ・ 防災備品の点検
- ・ 校内外の安全点検
- ・ 避難経路の確認